

令和元年度

第2回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和元年8月1日から令和元年11月29日まで)

財 務 部
文化スポーツ部
生活環境部
農業委員会事務局

令和元年11月29日提出

郡山市監査委員

31郡監査第901号
令和元年11月29日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市農業委員会

郡山市監査委員	山本邦雄
同	橋本勉
同	近内利男
同	石川義和

令和元年度第2回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和元年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準拠基準	1
第2 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査の対象	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の主な実施内容	2
5 監査の実施場所及び日程	2
第3 監査の結果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 支出事務について	3
2 契約事務について	3

令和元年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

平成31年4月1日から令和元年7月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 財務部

財政課

公有資産マネジメント課

熱海温泉事業所

契約課

技術検査課

イ 文化スポーツ部

文化振興課

スポーツ振興課

総合体育館

国際政策課

ウ 生活環境部

環境政策課

東山悠苑

東山霊園管理事務所

3R推進課

富久山クリーンセンター

河内クリーンセンター

原子力災害総合対策課

環境保全センター

エ 農業委員会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所

監査委員室

- (2) 監査の期間

令和元年8月1日から令和元年11月29日まで

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和元年11月29日

第3 監査の結果

農業委員会事務局を除いて、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 支出事務について

(1) 賃金支出事務

臨時職員の賃金支出に誤りがあった。

支出権者は、郡山市財務規則第 55 条第 1 項の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、年次有給休暇の確認を誤って臨時職員出勤調書を作成し、賃金を誤支給しているものがあった。

3 R 推進課

2 契約事務について

(1) 入札事務

入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項（同施行令第 167 条の 13 で準用する場合を含む）の規定に基づき、入札に参加しようとする者に入札保証金を納めさせなければならない。併せて入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第 27 条第 2 項で準用する同規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあった。

公有資産マネジメント課 契約課 富久山クリーンセンター
河内クリーンセンター

(2) 契約締結事務

ア 1 件の業務を分割し、随意契約をしているものがあった。

修繕業務について、随意契約によることができる予定価格の限度額は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び郡山市契約規則第 39 条第 7 号の規定に基づき、50 万円であるが、1 件の業務を 50 万円未満に分割し、随意契約をしているものがあった。

総合体育館

イ 契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

契約を締結するときは、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定に基づき、契約を締結する者に契約保証金を納めさせなければならないが、契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあった。

公有資産マネジメント課 契約課 文化振興課 総合体育館
3 R 推進課 河内クリーンセンター

ウ 契約書に必要な書類が添付されていないものがあった。

契約権者は、契約を締結すべき相手方が決定したときは、速やかに契約書を作成しなければならず、その契約書には郡山市契約規則第3条第2項の規定により、関係書類を添えたものでなければならないが、必要な書類が添付されていない契約書により契約を締結しているものがあった。

東山霊園管理事務所